

## ↳ 源泉徴収税額の機械計算

**Q** : 源泉徴収税額を求める方法には、源泉徴収税額表の他に機械計算による特例があるようですが、どのように計算するのですか？

**A** : 財務省から告示されている第一表、二表、三表を使って計算します。

### 【解説】

給与や賞与に対する源泉徴収税額は、原則として源泉徴収税額表によって求めることになっていますが、電子計算機によって次の給与等にかかる税額を求めることとしている場合には、特例が認められています。

### 〔対象となる給与等〕

給与所得者の扶養控除等申告書を提出している人に支払う次の給与等が対象になります。

- ① 支給期が毎月、毎半月又は月の整数倍の期間ごとに定められている給与
- ② 前月中に通常の給与を受けていない者に支払う賞与
- ③ 前月中の通常の給与の10倍を超える賞与

### 〔計算方法〕

計算は、次のように行います。

- ① 第一表から給与所得控除額を求めます。
- ② 第二表から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除の額を求めます。
- ③ 給与等の額から①と②の金額を控除して課税給与所得金額を求めます。
- ④ ③の金額を第三表に定める算式にあてはめて税額を計算します。

第一表、二表、三表は、財務省から告示されていますが、平成18年と19年とでは改正がありますので注意してください。

